

千葉県アライグマ用捕獲ワナ貸出要領

1 趣旨

この要領は、千葉県アライグマ防除実施計画及び千葉県鳥獣保護管理事業計画書に基づき千葉県から借用しているアライグマ用捕獲ワナ又は千葉市鳥獣被害防止計画に基づき千葉市環境局環境保全部環境保全課にて保有するアライグマ等（ハクビシンを含む）用捕獲ワナ（以下「ワナ」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

ワナの貸出しを受けることができる者は、市内の土地及び建物の所有者又は管理者とする。

捕獲しようとする獣種は、アライグマ、ハクビシン及びタヌキ（疥癬（かいせん）である個体や、被害状況から市が必要と認める個体に限る）とする。

3 貸出期間等

(1) ワナの貸出期間は、1か月以内とする。

(2) 1回に貸し出す数量は、原則1基とする。

4 貸出しの申請

ワナの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アライグマ用捕獲ワナ貸出申請書（様式第1）により市長に申請するものとする。

5 貸出しの決定

市長は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、適当と認めたときはワナを貸し出すものとする。

6 使用料

ワナの使用料は、無料とする。ただし、貸出期間中のエサ代等についてはワナの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

7 遵守事項

(1) 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア ワナの設置は、市内に限ることとする。ワナ設置に関して、原則千葉市職員あるいは市が委託する専門業者立会いのもと設置すること。

イ ワナの設置期間中は、1日1回以上巡視すること。

ウ ワナの設置にあたっては、設置目的、設置場所及び設置期間等について近隣住民と問題が起きないように十分注意すること。

エ ワナは使用者が使用し、転貸等の行為は行わないこと。

オ アライグマ又はハクビシンが捕獲された時は、速やかに市へ連絡すること。

- カ アライグマ又はハクビシン以外の動物が捕獲された場合は、原則速やかに解放すること。
- キ 動物福祉の観点から、捕獲後は、千葉市職員あるいは市が委託する専門業者の回収までの間、季節や天候に留意し、必要に応じてシート等でワナを覆い、雨風や直射日光を防ぐこと。
- ク 捕獲された動物には直接手を触れず、移動や処分等を行わないこと。
- ケ ワナによる事故等が起こらないよう、万全の注意を払うこと。万が一、事故等が発生した場合には、使用者の責任において対応すること。
- コ ワナを故障、破損、紛失等した場合は、速やかに市へ報告すること。なお、使用者の責めに帰すべき事由によりワナを故障、破損、紛失等させた場合は、使用者が修理費用及び再調達費用等を負担すること。
- (2) 市長は、使用者が前号に掲げる事項を守らないときは、直ちに使用者にワナを返却させるものとする。

(附則)

この要領は、平成22年11月10日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年8月11日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

アライグマ用捕獲ワナ貸出申請書

(あて先) 千葉市長

住所
申請者氏名
連絡先

下記のとおりアライグマ用捕獲ワナの貸出しを受けたいので、別紙「アライグマ用捕獲ワナの使用にあたっての注意事項」に同意の上、千葉市アライグマ用捕獲ワナ貸出要領第4項の規定により申請します。

貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋侵入・糞尿被害 <input type="checkbox"/> 果実等食害 <input type="checkbox"/> その他 ()
ワナNo.	

[備考]

(千葉市使用欄)

担当者印

アライグマ用捕獲ワナの使用にあたっての注意事項

- ワナの設置場所を変更したい場合は、事前に市に相談してください。
- ワナの設置期間中は、1日1回以上見回ってください。また、猫等が間違っ
て入らないように、昼間はワナの入り口を閉じておくことをお勧めします。
- アライグマ又はハクビシン以外が誤ってワナに捕獲されたときは、原則速やかに解放
してください。
- アライグマ又はハクビシンが捕獲されたときは、速やかに市へ連絡してください。
- ワナの設置及び回収（捕獲個体の有無によらない）は、市が委託する専門業者が行い
ますので専門業者より日程調整のご連絡を差し上げます。なお、空ワナについては、
ご不在の場合でも回収できますので、下記連絡先又は日程調整の際に、専門業者にお
伝えください。
- 捕獲された場合は、厚めのブルーシート等でワナを覆い、雨風や直射日光を防ぐなど、
動物へ配慮してください。
- 大変危険ですので、捕獲された野生生物には直接手で触れないようにし、移動したり、
処分したりしないでください。
- ワナの設置にあたっては、近隣住民とトラブルにならないように十分注意してくださ
い。
- ワナは、使用者が使用し、他の人への又貸しは行わないでください。
- ワナによる事故等が起こらないよう、万全の注意を払ってください。万が一事故等が
発生した場合には、使用者の責任において対応してください。
- ワナを故障、破損、紛失等した時は、直ちに下記連絡先へ連絡してください。ただし、
使用者の責めに帰すべき事由により、ワナを故障、破損、紛失等させた場合には、使
用者に修理費用、再調達費用等を負担していただくことがあります。
- 貸出期間は原則1か月です。ただし、申込者が多い場合はアライグマ又はハクビシン
を捕獲した時点でご返却いただく場合がございますので、ご了承ください。
- 市が委託する専門業者へ、直接連絡することはご遠慮ください。
- 上記の事項に同意してワナを使用します。

(連絡先)

千葉県環境局環境保全部環境保全課
自然保護対策室

TEL:043-245-5195 FAX:043-245-5557